

平成27年（ネ）第4986号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 日向 千絵 外3名

被控訴人 一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部 外1名

控 訴 理 由 書

平成27年11月4日

東京高等裁判所第12民事部C係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 黒 寄 隆

同 棚 橋 桂 介

同 重 田 和 寿

第1 原判決の概要

原判決は、控訴人ら（原告ら）の①被控訴人一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部（以下「被控訴人法人」という）の前身の任意団体である緊急災害時動物救援本部（以下「旧救援本部」）が、平成24年末までに集まった義援金約7億円のうち約5億円を給付し、残金約2億円が余った状況で義援金の交付を中止し、その後1年半以上もの間、寄付者の意思に反して何ら有効な措置を執らずに放置した（塩漬けにした）ことにより、実際に旧救援本部に義援金を寄付し、あるいは知人らに寄付を呼び掛けた控訴人らに精神的苦痛を与えたことが不法行為にあたるとの主張に対し、旧

救援本部の行為には、その事業に関する義援金の支出や管理の在り方について有する合理的な裁量の逸脱または濫用があったとは認めがたいと判示し、控訴人らの主張を退けている。

また、原判決は、実際に寄付を行った控訴人坂本及び同渡瀬が②旧救援本部に義援金を寄付するにあたり、旧救援本部との間に成立した負担付贈与契約（旧救援本部の負担は上記不法行為上の注意義務と同一）につき、旧救援本部に債務不履行があったとして、同契約を解除し、寄付した義援金相当額の返還を求めた件についても、そもそも控訴人坂本及び同渡瀬と旧救援本部との間で、同人らが主張する内容の負担付贈与契約が締結された事実を認めることはできず、また、上記旧救援本部の裁量逸脱、濫用行為がない以上、仮に負担付贈与契約が締結されていたとしても旧救援本部には債務不履行は認められないと判示し、やはり控訴人坂本及び同渡瀬の主張を退けている。

しかし、以下に述べるとおり、原判決の上記判示内容には理由がないので、原判決は取り消されるべきである。

第2 不法行為の成立について

1 原判決の判示内容（旧救援本部の注意義務違反）

原判決は、上記のとおり、旧救援本部の行為には、その事業に関する義援金の支出や管理の在り方について有する合理的な裁量の逸脱または濫用があったとは認めがたいと結論付けているが、その理由は概ね以下のとおりである。

① 平成25年3月29日に、評価委員会の報告書により、それまでの旧救援本部の活動の評価として、旧救援本部と現地本部の役割分担の整理が曖昧で、双方の指揮命令系統の混在が生じたほか、義援金の支出につき、旧救援本部が各民間団体に支援金を直接交付する方式を採ったため、

現地本部の指導監督下でない民間団体への支援金の交付が行われたり、現地本部が支援金に係る各民間団体の収支や実績報告の審査に多大な労力と時間を要したりした等の問題が指摘され、今後の検討課題として、旧救援本部と現地本部の役割分担など事業や組織の体制を見直し、現地本部の指揮命令系統を踏まえた効率的な救護活動を推進するとともに、義援金の支出について各民間団体における適正な執行が担保されるような執行方法を検討すべきである旨の提言がなされた（原判決第3の1(3)ウ）。

- ② これを受けて、旧救援本部は、平成25年度において、実施中の事業の継続と並行して、義援金の残金の全額を順次事業の経費に充当していく前提で、組織体制や義援金支出の方式の見直しの検討を進めた（同第3の1(4)ア）。
- ③ 平成26年度において、事業や組織の体制が法人化を含めて改変され、義援金の支出も各現地本部に交付する方式に変更された（同第3の1(4)ア）。
- ④ 義援金の残金約2億円は、平成26年度以降、救援事業に支出する予算が策定されたうえで、平成27年度中には予算が執行される見込みである（同第3の1(4)ア）。
- ⑤ 以上の事情を考慮した場合、旧救援本部の事業や義援金の目的・性質に照らして、2億円を残した段階で、第三者機関の評価にしたがって、組織体制や義援金の支出方法の見直しを検討し、方針決定後に残金の支出の予算策定及び執行を行うとしたことは合理性を有するし、方針決定と新体制の整備後は、比較的早期に残金の救援事業への充當に向けた措置が執られているといえる（原判決第3の1(4)ア）。

2 上記原判決の判示内容には理由がないこと

(1) はじめに

控訴人らは、原審でも述べたとおり、未曾有の大災害において、被災動物を緊急・迅速に救済するため、各民間の愛護団体などの要請に基づいて義援金を直接交付する方式もやむを得ない一方で、義援金も無尽蔵ではない以上、一定期間が経過した後に、義援金の使い道や交付方式を見直すとともに、被災動物の効率的な救援のための組織体制の変更を検討すること自体を否定しているものではない。

ただ、被災動物の救援のために義援金を寄付した者の意思に照らすと、義援金の使い道や交付方式を見直すために、一旦直接交付方式を取りやめるとしても、現に救援を必要としている被災動物が存在する以上（時間が止まってくれるわけではない）、旧救援本部は、並行して、少なくとも被災地において義援金の交付を必要としている事業がないか調査し、最低限必要な事業については、現地の救護本部や行政機関と連携して義援金を支出する注意義務を負っていたと主張しているものである。

実際に、被控訴人らが一段落したとする平成25年4月以降も、仮に飼い主が明らかな「ペット」に限定しても、仮設住宅においては、①室内で多数の犬を飼育することによる近隣住民への吠え声や悪臭の迷惑、②仮設住宅内のペット同士の交配、放浪する犬との交配による繁殖などの訴えが各地の自治体に寄せられており、自治体から紹介されたボランティアの負担により解決が図られているところ（甲20、甲28）、これらは、民間団体への直接交付方式でなくても、行政との連携等により有効に義援金を使用できる事例のはずである。

(2) 評価委員会の報告書提出以降、平成25年度中の旧救援本部の行為

原判決は、義援金2億円を残した段階で、第三者機関の評価にしたがって、組織体制や義援金の支出方法の見直しを検討し、方針決定後に残

金の支出の予算策定及び執行を行うとしたことは合理性を有するとするが、旧救援本部が平成25年3月29日の評価委員会報告書の提出以降、直接交付方式による支援金交付を取りやめるとともに、義援金の交付を停止していることを公表したのは、テレビ報道を受けた平成26年2月2日のホームページ上が初めてである。

原判決は、この間、平成25年8月に評価委員会の指摘した課題に対応するための新たな組織体制が発足し、それ以降、その体制の下で事業の拡充のための取組方策の検討を進められていたと判示するが（原判決第3の1(4)イ）、平成25年8月の組織体制とは単なる本部長の交代にすぎないうえ、この時点ですでに評価委員会の報告書から5か月が経過している。当然ながら、この間、寄付者の意思に反し、被災動物の救援が置き去りにされているのである。

また、被控訴人東海林が本部長に就任して以降、平成25年度中に事業拡充のための取組方策の検討が進められていたことを示す客観的資料は何もない。

原判決は、旧救援本部や被控訴人法人がホームページ上で発表した内容をそのまま引用して事実認定の根拠としているのみである。

(3) 文書提出命令の却下について

原判決は、義援金の支出の適正な執行とより有効な事業への活用を可能にするための仕組みの検討や体制の整備・準備が行われていたとの評価を覆すに足りる事情を認めるに足りる証拠はないとする。

この間の旧救援本部の活動として、被控訴人らが具体的に主張しているものは、平成25年6月7日、9月30日に行われた福島県動物救護本部を含む被災地の各動物救護本部等との連絡会議であり、義援金の有効な使途についての意見交換を実施したと述べているが、具体的な内容

は何も主張されていない。

上記連絡会議には、現地の救護本部のほか、福島県など、自治体の職員も参加しており、平成24年11月をもって旧救援本部が義援金交付を中止したことにより、被災動物の救援を求める住民や民間ボランティアの声に対し、行政機関等が旧救援本部の支援金の申請手続について案内（支援金制度の周知、告知、通知等）できなくなっていた状況からすると、連絡会議では、ペットに限定したとしても、仮設住宅等で現に生じている被災動物救援の必要性が認められる事例（上記2(1)参照）について、自治体や現地救護本部から報告がなされていたはずである。

この点、被控訴人らは、①被災地で放浪状態にあるペットはほとんど見られない（原審答弁書10頁）、②上記連絡会では、被災地の各動物救護本部から、義援金の交付対象となる事業は存在するものの、喫緊の課題はないとの報告を受けていた（同16頁）と述べるが、上記仮設住宅における事情を考えると、到底信用できない。

もっとも、上記各連絡会においてどのような報告がなされていたのか、これを受けて旧救援本部がいかなる意思決定をしたのかについて、連絡会や本部会議の議事録が公開されているわけではないので、控訴人らは、原審において、上記事項を明らかにするために、議事録の文書送付嘱託申立、文書提出命令申立を行ったが、文書送付嘱託申立は採用されず、文書提出命令についても、結審時に口頭で却下された。

以上のように、証拠へのアクセス能力に乏しい控訴人らが、立証上の必要性に鑑み、法律上の規定に基づいて申し立てた文書提出命令を却下しながら、原判決は、控訴人らに対し、義援金の支出の適正な執行の検討が行われていたことを覆す証拠が足りないと判示しているものであって、合理性を欠くことは明らかである。

よって、控訴人らは、本控訴審において、改めて文書提出命令申立を

行うこととする。

(4) その他、旧救援本部に2億円を塩漬けにする意図があったことを示す
事実について

① テレビ報道への対応

平成26年2月2日にテレビ報道がされるまで、旧救援本部は、本訴訟で主張している事実（各連絡会議において、喫緊の課題がないことが報告されていたことや、被災地に放浪動物がほとんどいないことなど）について、ホームページ上でも全く報告していない。

この点につき、原判決は、テレビ報道の後、突然立て続けに旧救援本部がホームページ上で報告を始めたことをもって、報道がなされるまで、義援金の利用方法の検討などを漫然と懈怠していたとは認めがたいとするが（原判決第3の1(4)イ）、テレビ報道がなされるとの情報を得るや否や、（犬が十数匹、猫が数匹しか収容されていない〔甲19の1〕）いわき市動物救援本部に突然、既交付金の運用状況すら確認していない段階で、次年度、次々年度分と併せて1200万円もの義援金を前渡しで交付していること（この点、被控訴人らは原審準備書面(2)において、偶々交付時期がテレビ報道直前になっただけで、以前から申請はあったとするが、客観的な証拠は何ら示されていない）を考慮すると、上記テレビ報道まで、旧救援本部が、被災地で現に必要とされている事業について真に検討していたとは到底考えられず、仮にテレビ報道がなければ、2億円を確保したまま、何も検討せず、何も交付しない期間がさらに延長されたと考えることが経験則上妥当である。

② 旧救援本部の構成団体と自治体との協定

東日本大震災後、旧救援本部の各構成団体は、国内の各自治体と、大規模な災害が発生した場合に、県内に、各構成団体で構成される現

地の動物救援本部を設置し、同本部が被災動物の救援活動を行うとともに、旧救援本部の支援も受ける旨の協定を結んでいるが（甲31（災害時における動物救護活動に関する協定書））、同協定には、活動終了時には、現地の救援本部名義で集めた義援金を含めて、すべて活動資金を旧救援本部に引き継ぐ旨の定めがある（第10条）。

このように、現地の救援本部名義で集めた活動資金すらも、旧救援本部が吸い上げるシステムを構築していることは、旧救援本部が、阪神淡路大震災後に8000万円を残して義援金給付事業を取りやめ、同資金を投資信託で運用していた（甲6）ことと同様、テレビ報道がなされるまでは、一定の義援金交付を行った後には、事業を事実上停止し、2億円をプールすることを意図していたことを推認させる。

③ 義援金募集を評価委員会の報告前に停止していること

旧救援本部は、評価委員会による報告前の平成25年2月21日の段階で、義援金の募集を停止している（原審答弁書5頁）が、この時点で、評価委員会の結論を参考に、現に義援金の支出が必要な事業を洗い直し、効率よく義援金を支出していく意図を有しているのであれば、義援金の募集を取りやめる必要はない。

この時期は、現地救護本部や自治体との連絡会議すら開催されておらず、現地で何の事業が必要とされているかもわからない時期であったことを考えると、旧救援本部においては、そもそも義援金2億円を残した段階で、義援金交付の事業を停止することが既定路線であった（停止することが決まっているのに義援金を募集し続けると後に問題とされてしまうからこそ、あえてこの時期に募集を取りやめた）と考えざるを得ない。

(5) 救援対象をペットに限定したことについて

被控訴人らがいかなる弁解を行おうと、平成24年11月から平成26年3月まで、旧救援本部が義援金2億円を残しながら、いわき市動物救護本部への1800万円の給付以外に、被災動物の救援のために義援金を交付することがなかったことは事実である。

この点、上記のとおり、原判決は、具体的な内容が不明な、連絡会議の開催等をもって、旧救援本部が何もしなかったのではなく「やることはやっていた」と判示しているのであるが、百歩譲って、連絡会議などで、自治体や現地の救護本部から、旧救援本部に「ペットに関しては特に義援金の支出が必要な事業はない」との報告を受けていたとしても、仮設住宅におけるペットの飼育環境の劣悪さや繁殖などは、当然阪神淡路大震災を経験した救援本部にも予測できるはずであるし、飼い主がはっきりしたペット以外の被災動物（半ノラの犬猫など）が被災地で放置されたまま大繁殖していること（甲32（朝日新聞記事）、甲33（フクシマスペイクリニック去勢術実績））は少し聞き取りを行えば容易にわかるものであって、1年半の長きにわたり、会議や検討以外に「何もしない」というのは、明らかに寄付した者の意思に反する。

原判決は、義援金募集のチラシ（甲2）に「被災したペットとその飼い主のための義援金」との記載があることをもって、ペット以外にも救援対象を拡げる法的義務を負うものではないと判示するが、明らかに不合理である。

寄付者らは、「緊急災害時動物救援本部」という義援金募集主体の名称や、旧救援本部の「動物愛護精神および動物と人間の絆を守る観点から、被災した動物の救護及び円滑な救護を確保する」という設立目的を確認したうえで、義援金を使って、専門家である旧救援本部が有効かつ迅速に被災動物の救援を行ってくれると信じて、寄付を行っているものであって、2億円を残した段階で、ペットに限定した使い道を速やかに検討

することについては旧救援本部の裁量内の行為として認めざるを得ないとしても、ペットにも使わず、他の被災動物の救援にも使わないで、一年半もの間2億円を抱え込むことは、寄付者の意思を考えると、明らかに裁量を逸脱している。

福島では、もともとペットを放し飼いにしている事例が多く、犬猫は一度に3匹～5匹、年に2回～4回もの繁殖を繰り返し、その結果、短期間のうちに救助を必要とする犬猫が莫大に増加することを、災害時の動物救護の専門家である旧救援本部は容易に推測できたはずである。

旧救援本部は、2億円をペットに使用する必要がないのであれば、速やかに当然ペット以外の被災動物（半ノラの犬猫など）の救援（繁殖予防の去勢術が中心となる）を行う法的義務を負っていたというべきである。

(6) 小括

原判決も判示するように、義援金や寄付金に協力する者とこれを受ける者との関係においては、贈与という契約の性質上、義援金の具体的な支出の時期、方法、相手方、金額等の事項について、受贈者（本件では旧救援本部）の合理的な裁量に委ねられ、受贈者に不法行為責任が認められるのは、その裁量に逸脱や濫用があった場合に限られることを、控訴人らは否定するものではない（第2準備書面の第1）。

そのうえで、控訴人らは、平成25年の3月に評価委員会の報告書が出て以降、①同年8月に本部長が交代しただけで、被災地において被災動物の救援のために必要な事業を検討した形跡がないこと、②平成25年6月と9月に被災地の各救護本部と自治体を交えて開催された連絡会議において、仮にペットに限定したとしても、仮設住宅における飼育環境の劣悪さや、交配による急激な繁殖防止等の義援金の活用が必要な事

例が報告されているはずであるにもかかわらず、義援金をこれらに支出せず、平成25年度中の義援金の交付実績は、テレビ報道後のいわき市救護本部への1200万円の交付にとどまっていること、③仮に上記連絡会議等で義援金の支出が至急必要となる事業の報告がなされなかったとしても、阪神淡路大震災時の経験などから、いわゆる被災動物救援の専門家である旧救護本部は、仮設住宅における飼育環境の劣悪さの解消や交配によるペットの繁殖防止など、緊急性を要する事業が存在することを当然予測し得たはずであるのに、独自に自治体や仮設住宅において聴き取り調査等をすることもなく、2億円を抱えたまま、1年半以上の時間を浪費していること、④仮にペットに関する上記事業に2億円もの資金は不要ということになった場合でも、寄付者の意思にしたがい、ペット以外の被災動物も救援対象に含めることを検討すべき義務があったのに、これを怠ったことが不法行為にあると主張しているものである。

そして、上述した事情及び義援金に協力した者の意思を考慮すると、被控訴人らには、その合理的裁量を逸脱・濫用する注意義務違反が存したことは明らかである。

第3 債務不履行による負担付贈与契約の解除について

本件において、寄付者が義援金を送金する際に、受贈者である旧救護本部と寄付者との間で、旧救護本部が上述したような義務を負うことが明示されたわけではない。

しかし、震災で被災した動物の救援に役立ててほしい（旧救護本部の組織維持には興味はない）との寄付者の意思からすれば、当事者の合理的意思解釈として、旧救護本部が、①集まった義援金は、迅速に被災動物の救援に使う、②真に必要な事業に効率良く支出することを検討することは必要であるが、上記放し飼いペットの繁殖力も考慮すれば、その検討は速や

かに行う必要があり、真に被災して苦しんでいる動物の救援が犠牲になることは避ける、との義務を負っていたことは明らかであり、上述した事情から、旧救援本部に同義務の不履行があったことは明らかである。

第4 結論

以上により、原判決の判示内容には理由がなく、原判決は速やかに取り消されるべきである。

以 上